**第５章**

**計画の推進に向けて**

# １　推進体制

## **総合的な推進体制**

障がい者施策を総合的かつ計画的に推進等するため、新城市では、「新城市障害者計画等策定委員会」を設置しています。新城市障害者計画等策定委員会は、新城市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の策定について調査、審議するものですが、その過程において、障がい者施策の推進について調査し、検討を行っています。そのため、有識者のほか、福祉、保健・医療、就労などの関係機関、地域住民の代表者、関係行政機関の職員などにより構成し、幅広い意見の聴取に努めています。

第３期新城市障害者計画の推進にあたっては、必要に応じて、新城市障害者計画等策定委員会委員に障がい者施策の進捗状況を報告等するとともに、関係部局との連携、市民との協働により、障がい者施策の一層の推進を図ります。

## **関係機関との連携支援体制**

関係機関との緊密な連携を図るため、新城市では、障害者総合支援法第89条の３の規定に基づき、自立支援協議会を設置しています。自立支援協議会は、福祉、医療・保健、教育、就労などの分野の支援者や関係機関等の代表者などにより構成し、連携の緊密化を図り、障がいのある人の支援やその体制の整備について協議しています。さらに、課題ごとに専門部会を設け、関係機関などとの連携、協議を図っています。

第７期新城市障害福祉計画・第３期新城市障害児福祉計画の推進にあたっては、今後も、自立支援協議会を通じて、関係機関と緊密に連携し、障がいのある人の支援やその体制の整備を図ります。

# ２　進捗管理

## **進捗の把握と検証、評価**

「みんなで支え合い　誰もが私らしく暮らせるまち　あったかしんしろ」をめざし、第３期新城市障害者計画では、基本目標ごとに数値目標を掲げ、定期的に状況を把握し、検証、評価することとします。具体的には、第２章に示したように、統計データやアンケート結果などにより、障がいのある人を取り巻く現状や課題を把握、検証し、施策・事業等の実施状況とあわせて分析するなど、証拠に基づき障がい者施策の推進を図る手法（ＥＢＰＭ）により、進捗管理を実施します。

なお、新城市の障がい者施策の進捗状況については、必要に応じて、新城市障害者計画等策定委員会委員に報告等するとともに、関係部局や関係機関、市民とも進捗情報を共有し、ともに数値目標の達成をめざすことにより、新城市における障がい者施策の効果的な推進を図ります。

また、第７期新城市障害福祉計画・第３期新城市障害児福祉計画に示す成果目標の達成に向けては、定期的に進捗を把握し、検証、評価に努め、必要に応じて、自立支援協議会において意見を聴取等します。なお、活動指標（障害福祉サービス等と障害児通所支援等の見込量）については、適宜、進捗の把握に努めます。

※ＥＢＰＭ（Evidence Based Policy Making）：政策の企画をエピソードなどに頼るのではなく、政策目的を明確化した上で客観的データなど合理的根拠（エビデンス）に基づくものとすることです。

## **計画や方策の見直し**

第３期新城市障害者計画に示した指標や第７期新城市障害福祉計画・第３期新城市障害児福祉計画に示した成果目標の検証、評価の結果、その結果についての自立支援協議会における協議、さらには、経済や社会の情勢の変化、国の障がい者施策や関連施策の動向などを踏まえ、必要に応じて、計画や方策の見直しを行うなど、適切で効果的な施策展開に努めます。